

独立行政法人国際協力機構の平成18年度の業務実績に関する項目別評定表

平成19年8月31日

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。  
 事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。

S：中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調である。  
 A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。  
 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。  
 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。  
 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 組織運営における機動性の向上	<p>途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。</li> <li>●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。</li> <li>●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。</li> <li>●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地ODAタスクフォースへの参加状況</li> <li>・在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績</li> <li>・在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績</li> <li>・在外事務所による案件別事後評価の実施回数</li> <li>・在外事務所への予算執行権限の委譲状況（契約担当役化する事務所数）</li> <li>・在外主導に向けた体制の整備状況</li> <li>・経理業務の合理化と支援体制の充実</li> <li>・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況</li> <li>・意思決定関与者数及び所要日数の減少</li> </ul>	小No. 1: A	中No. 1: A	<p>現場主義を推進するため、在外強化の取組を組織全体として積極的に展開し、在外主管制度による案件の割合が金額ベースで約35%に達するとともに、在外への人員シフトも当初目標を達成した。在外事務所による案件別事後評価の導入回数増加、全在外事務所の契約担当役化など、在外の権限及び機能の強化が図られている。18年度はこれらの取組について中間総括を行い、課題の抽出と改善に向けた具体的方策が取りまとめられた。また、現地ODAタスクフォースの活動を前年度に引き続き積極的に進めた。</p> <p>今後は、中間総括の結果を踏まえ、在外が全ての事業の計画から実施まで主導し、本部は適切に支援・管理する仕組みにするとともに、事業を行う上で具体的にどのような成果がもたらされたかをモニタリングし、その結果を組織体制や業務運営にフィードバックして、在外強化の効果を確実に発現することが重要である。併せて、その効果について、本評価委員会をはじめ、外部に対するわかりやすい説明を求めたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
	(2) 業務運営全体の効率化	<p>(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣の手続き日数</li> </ul>	小No. 2: A	中No. 2: A	<p>専門家派遣及び研修員受入の手続きについては、新派遣システムの導入、研修員受入支援センターの設置等により、事務合理化が進んでいる。コンサルタント契約手続きも、制度の改善等に努めた結果、迅速化が図られた。また、18年度は外部委託契約のうち、関連公益法人との契約について総点検を行い、19年度以降、原則として一般競争入札、プロポーザル契約等競争性のある契約に順次移行することとなった。機材の現地調達については、価格競争の定着に向け、在外事務所の内部規程の整備や所員、ナショナルスタッフへの業務指導等が進められた。</p> <p>■事業の主要な投入の単位あたり経費の効率化について、全ての項目で中期計画に掲げられた数値目標を上回って達成した。また、中期目標期間中</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>● コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。</p> <p>● 文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。</p> <p>● 事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。</p> <p>● 一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明</p> <p>● 引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。</p>	<p>・ 研修員受け入れの手続き日数</p> <p>・ 1件当たりの公示から契約締結までに要する期間</p> <p>・ 1件当たりの精算手続きに要する期間</p> <p>・ 決裁プロセスの効率化状況</p> <p>・ 内部連絡文書の効率化状況</p> <p>・ 外部連絡文書の効率化状況（定型的な外部連絡文書数）</p> <p>・ 適切なものについての事務にかかる外部委託の実施</p> <p>・ 機材の現地調達における価格競争の推進の状況</p> <p>・ ホームページ掲載に要する期間、ホームページへの掲載状況</p>	小No. 2: A	中No. 2: A	<p>に超過達成した項目についても継続して維持・向上に努めた。</p> <p>■ 本部管理経費の効率化については、物件費、人件費とも節減に努めた結果、中期計画上の目標値を上回る削減が達成された。</p> <p>■ 今後も、事務手続きの迅速化・透明性の確保の取組が本来の目的の達成に寄与しているか、モニタリングやレビューを進めることが望まれる。外部委託や機材の現地調達については、過度な競争により事業の質が低下しないよう絶えず検証する必要がある。また、関連公益法人との競争性のない随意契約について、競争性のある契約に移行するための計画や実施状況を第三者が客観的に検証できるようにすべきである。</p> <p>事業の主要な投入の単位あたり経費の効率化の取組について、適切な目標管理の観点から、今後は、必要に応じ中期目標期間中に自己目標としての数値目標を見直すことなども検討すべきである。また、経費削減によって事業の質の低下を招かないよう留意することが重要であり、経費削減により発生した課題や中長期的に予想される影響については、十分把握・分析して、対応を検討することが必要である。さらに、具体的なデータに基づいて、他国ドナー機関との比較を行うよう求めたい。</p> <p>また、一般管理費のうち、人件費に関しては、「行政改革の推進に関する法律」等に基づき、18年度を初年度とする6年間で6%以上削減するという目標を達成するための具体的な計画を示し、第三者がその実施状況を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>■ 以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
		<p>(ロ) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門派遣、研修員受入、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当たり経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>● 専門派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。</p> <p>● 研修員受入事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。</p> <p>● 機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。</p> <p>● 機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。</p> <p>● コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一件当たりの調達経費を10%削減するように努める。</p> <p>● 機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ 長期派遣専門家（新規派遣）の人数を10%削減</p> <p>・ 専門家の手当等の合理化の実績</p> <p>・ 研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減</p> <p>・ 機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減</p> <p>・ 本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費（旅費）を10%削減</p> <p>・ コンサルタント調達経費を一案件当たり10%削減</p> <p>・ 印刷製本費の10%削減</p>	小No. 3: S		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。</li> </ul> <p>(ニ) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取組み、平成18年度から5年間に於いて5%以上の削減を行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本部の管理経費（退職手当を除く。）について10%程度の効率化</li> </ul>	小No. 4: A	中No. 2: A	
	(3) 施設、設備の効率的利用	<p>機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者数の5%増加</li> </ul>	小No. 5: S	中No. 3: S	<p>各国内機関が利用者数向上のための計画を着実に実行したことに加え、18年度に開所したJICA地球ひろばにおいて、セミナーやイベントが活発に開催されたことにより、中期計画の数値目標を大幅に上回る利用者数の増加を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■今後も、利用者数増加の要因を分析し、事業の内容や意義、質に留意しつつ、施設の有効活用を図ることが期待される。</li> <li>■以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「極めて順調」である。</li> </ul>
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 総論	<p>(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。</li> <li>●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。</li> <li>●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し活用する体制を構築する。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●情報公開法に定められている事項は適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実に努めており、中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</li> <li>●今後も市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。</li> </ul>	小No. 6: A	中No. 4: A	<p>効果的・効率的な事業の実施について、全体として実績が上がっている。開発途上国の開発課題を総合的に解決するアプローチとしてプログラム化を積極的に推進し、優良なプロジェクトの形成に繋げてきた。また、「人間の安全保障」の視点を強く反映した案件も着実に増えるとともに、他の援助機関や資金協力との連携強化も図られた。</p> <p>情報公開・広報の充実及び知見の公開に関し、情報公開については、開示請求に対して適正に対応した。一般市民向けの広報強化の観点から、マスコミとの連携等に努めた結果、テレビでJICA関係者が取り上げられた件数が大幅に増加した。JICAホームページの大幅な見直しや広報アドバイザーの活用などにより広報活動をより充実させた。</p> <p>NGO等との連携推進について、東京以外に名古屋、大阪でもNGO-JICA協議会を開催し、NGO等の知見の共有や提言を得る機会を増やすなど、NGO等との連携、相互理解が幅広く進められた。17年度の当委員会の指摘も踏まえ、英国援助関係機関及びNGOとセミナーを共催し、海外のドナー機関におけるNGO等との連携について活動経験の共有を図った。草の根技術協力事業についても、実施件数が順調に推移している。</p> <p>環境および社会への配慮に関し、「環境社会配慮ガイドライン」を事業に適用して、開発途上国の環境・社会面に与える影響への対策をプロジェクトの計画に反映させるとともに、職員や関係者に対する研修を引き続き実施した。異議申立制度の周知について、ホームページの掲載に加え、開発調査のカテゴリーA（影響の大きい）案件で行われる関係者協議で住民に対する説明を行うなど、取組を強化した。また、組織の環境マネジメントシステムの運用を定着させ、3年間の環境目的を達成した。</p> <p>男女共同参画の推進に関し、JICA内での研修を継続的に実施するとともに、アジア地域担当者会議の開催等を含め、各部・機関のジェンダー担当者の役割を強化して、在外事務所を含めたジェンダー主流化推進体制をほぼ定着させた。この体制を活用し、ジェンダー取組の実践を強化する段階に入っており、事業実施のプロセスにおいて制度的にジェンダー視点を組み入れる取組にも着手した。</p> <p>事業評価については、評価活動の合理化に配慮しながら事前から事後に至る一貫した評価実施体制を定着させ、在外事務所による案件別事後評価の実施国も拡大した。青年海外協力隊事業及び災害援助等協力に係る評価も着実に実施した。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。</p> <p>●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に係る職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。</p> <p>●JBICとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。</p>	<p>・調査研究の質の向上への取り組み状況</p> <p>・平和構築支援のための体制の確立</p> <p>・職員、専門家等に対する研修の参加者の実績</p> <p>・平和構築を専門とする登録者</p> <p>・平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂</p> <p>・平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数</p> <p>・資金協力との連携の実績</p> <p>・JBICとの連携の実績</p>	小No. 6: A	中No. 4: A	<p>また、事後評価については、外部有識者・機関等の参加の割合が中期計画の目標値（50%）を引き続き上回ったほか、1次評価報告書をレビューする形で実施されている2次評価について、その手法・内容が適切であるかを現地調査を通じ、確認する試みもなされた。</p> <p>今後は、新JICA発足を控え、国際協力銀行との一層の連携も含め、援助効果向上に向けた取組の強化が期待される。また、事業の実施プロセスやアウトプットのみならず、全体として開発途上国にどのような効果をもたらしているかについても説明を求めたい。</p> <p>■また、在外での広報を含め、広報の一層の戦略的展開を期待したい。国内においては、帰国ボランティアの活用を検討されたい。</p> <p>NGO等との連携に関しては、引き続き、海外の事例も参考としつつ、開発途上国の住民に対するきめ細かい協力の観点から連携の効果を分析することも含め、一層の充実を期待したい。</p> <p>男女共同参画の観点についても、ジェンダーに関する国別情報の整備、更新に引き続き努めるとともに、ジェンダー取組の効果のモニタリングを行うべきである。</p> <p>事業評価については、引き続き評価結果のフィードバックが案件形成に適切に反映されるよう努めるとともに、次期中期目標の下で、コストパフォーマンス評価の手法の検討を行うよう求めたい。また、評価活動自体についてもコスト意識を持って行うことが必要である。</p> <p>■以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
		<p>(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・外務大臣の要請への対応</p>	小No. 7: —		
		<p>(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号）に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する</p> <p>・情報公開の実績</p> <p>・広報実施体制の充実への取り組み状況</p> <p>・インターネット上に公開される報告書の掲載件数</p>	小No. 8: A		
		<p>(ニ) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・NGO等との連携件数（草の根技術協力事業の実績）</p>	小No. 9: A		
		<p>(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ガイドラインの改定とその適用状況</p> <p>・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績</p> <p>・国際環境規格認証の取得、及びJICA環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績</p>	小No. 10: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ハ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進のための体制の確立</li> <li>・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績</li> <li>・女性の地位向上に配慮した業務運営の実績</li> </ul>	小No. 11: A	中No. 4: A	
		<p>(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ確実に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。</li> <li>●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、評価制度、手法の改善を図る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、外部有識者・機関等が直接の評価者として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）と外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による評価拡充の重点対象とし、外部有識者・機関等による一次又は二次評価の対象となる評価件数の割合を全評価件数の50%以上とする。</li> <li>●評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</li> <li>●フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した評価体制の整備状況</li> <li>・在外事務所による案件別事後評価の実施国数（再掲）</li> <li>・青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入</li> <li>・外部有識者事業評価委員会の開催状況</li> <li>・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合が50%以上</li> <li>・評価結果の公開の状況</li> <li>・評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況</li> </ul>	小No. 12: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 各事業毎の目標 (イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)	(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。  ●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつなげる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。  ●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。  ●技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・南南協力支援事業の実績 ・人材や組織のネットワーク化の状況 ・現地人材の活用の状況  ・事業における民間の活用状況  ・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況	小No. 13: A	中No. 5: A	<p>現地人材、民間等の活用による効果的・効率的な事業実施に関し、第三国研修の実施や第三国専門家派遣による南南協力については、マニュアルや情報データベースの整備等を行った上で、各地域の特性を踏まえた事業を展開した。帰国研修員同窓会のネットワークの強化に加え、事業における現地人材や民間の活用も実績を上げている。</p> <p>案件の適切な投入要素の決定のため、事前調査及び事前評価の質の向上に取り組むとともに、新基幹システムを軸として情報を集約的に活用する基盤を整備し、その具体的な活用が進められた。</p> <p>研修員受入事業の内容改善と帰国研修員フォローアップについては、集団研修の全案件について評価を実施し、その結果を18年度に協力期間が満了するコースの改廃、更新の検討に活用した。また、「JICA改革プラン(第2弾)」を踏まえ、課題別研修の改廃・新設の検討の枠組みの改善や、各国内機関について分野・課題特性の設定を行い、開発途上国のニーズに的確に即応するための研修事業の再編を具体的に推進した。帰国研修員に対するソフト型フォローアップ事業も大きな実績を上げている。これらの取組によりもたらされる事業上の効果、相手国にとってのインパクトの発現に期待する。</p> <p>専門家・コンサルタントの人選と評価に関し、民間からの国際協力人材登録者数が順調に増加するとともに、公示に基づき人選された専門家数は17年度からほぼ倍増した。コンサルタントの選定方法についても指名人材プール制度の導入等進展が見られる。</p> <p>■今後は、現地人材、民間等の活用の取組が、開発途上国の自立発展性の観点から、どのように効果的・効率的な事業実施に繋がっているか検証することが求められる。また、引き続き各種委員会における学識経験者、NGOの積極的な参画が図られるよう努めるべきである。</p> <p>■研修員受入事業の内容の改善については、コースの改廃と新設の基準をより明確にするべきである。また、帰国研修員への支援については、その効果の確認を含め、さらなる充実が求められる。</p> <p>■専門家・コンサルタントの人選と評価に関し、緊急案件における選定手続は、開発途上国側の事情もあるが、自己目標として定めた期間を超過した事例があり、引き続き留意する必要がある。また、コンサルタント選定における透明性の向上に一層努められたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である</p>
		(ii) 我が国政府が相手国政府等と行った協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。 そのために、 ●技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。 ●派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。 ●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績 ・情報の蓄積及びその活用促進策の実績  ・ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績	小No. 14: A		
		(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、  ●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計 ●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況 ・帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ案件実施件数)	小No. 15: A		
		(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適切に反映させる。  このため専門家については、 ●民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのた	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・幅広い人材活用のための取り組み(民間候補人材の登録者数)	小No. 16: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>めに、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。</p> <p>またコンサルタントについては、●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。</p> <p>●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。</p>	<p>・透明かつ適正な手続きの整備状況（人選基準の設定、人選のための委員会の実施状況、公示による人選等）</p> <p>・人材の業績評価の充実</p> <p>・コンサルタント選定方法の改善の状況</p> <p>・緊急案件における選定手続きの期間短縮</p>	小No. 16: A	中No. 5: A	
	(ロ) 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）	<p>無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行い、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上の実績</p>	小No. 17: A	中No. 6: A	<p>無償資金協力における競争性及び透明性の向上に向けて、事業関係者への説明会の拡充や和文公告の導入等新たな取組を行った。また、適切な施工及び施工管理を促進するため、第三者による技術的監査を継続して実施した。今後も、調達プロセスにおける透明性・競争性の確保のため適切な措置を講じるよう一層努められたい。</p> <p>■以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
	(ハ) 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）	<p>(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。</p> <p>(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、●青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・参加方法の多様化の実績</p> <p>・ボランティア事業への参加者数</p> <p>・NGO等との連携件数（草の根技術協力事業の実績）</p>	小No. 18: A	中No. 7: A	<p>国民等の協力活動の充実に関し、ボランティア事業については、開発途上国側のニーズと応募者のマッチングに向けて選考方法の見直し等の取組を進め、14年度実績に比べ、参加者数は10%以上増加した。また、障害者のボランティア派遣を行うなど、幅広い国民参加を実践した。また、青年海外協力隊等の適格な人材の確保とサポートに向けて、文部科学省等との連携により教員の現職参加を促進する取組を強化するとともに、技術補完研修の改善を進めた。医療及び交通安全面でのサポート体制も継続して充実化が図られている。帰国ボランティアに対する支援として、進路開拓支援セミナーや研修をより実践的な内容として拡充するとともに、ハローワークとの連携、地方公共団体職員や教員の採用試験における協力隊経験者の特別選考制度等の設置を推進した。</p> <p>草の根技術協力事業に対する国民の参加支援についても17年度を上回る実績を上げた。ウェブページによる各種情報の提供を強化するとともに、手続の事務合理化が進められた。国際協力推進員の地方自治体への配置、海外におけるNGO-JICAジャパンデスクの設置等、国内外で支援体制の充実も継続して図られた。市民参加協力支援事業については、自治体、国際交流協会等との共催により、地域に密着した活動を推進したほか、市民協力の推進のための拠点として18年4月に開所したJICA地球ひろばの市民による活用も広がり、順調である。</p> <p>開発教育支援に関して、国際協力経験者による「出前講座」を引き続き積極的に実施した。また、JICA地球ひろばにおいて、修学旅行等で多くの学生を受け入れたほか、ウェブページ上で一元的に開発教育に関する情報提供を行った結果、アクセス数が大幅に増加した。開発教育を担う教員等の理解を促進するための取組では、17年度の当委員会の指摘も踏まえ、開発教育の裾野拡大の観点から受講者の対象を広げる試みも行われ、参加者の大幅な増加が見られた。</p> <p>■今後は、ボランティアの進路対策支援について、その満足度を踏まえた支援策の実施、拡充を求めたい。</p> <p>また、出前講座や市民参加協力支援事業等における受け手側の反応を踏まえたさらなる改善を期待したい。</p>
			<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・地方公共団体等組織を通じた募集の実績（現職教員特別参加制度への応募状況等）</p> <p>・登録者数</p> <p>・技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し</p> <p>・医療及び交通安全対策の実施状況</p> <p>・進路対策に関する帰国ボランティアの満足度</p>	小No. 19: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力をを行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。</li> <li>●国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</li> <li>●手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。</li> </ul> <p>さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。</p> <p>また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草の根技術協力事業への理解を得るための取り組みの状況</li> <li>・NGO等が活動するために必要な情報を整備した国数</li> <li>・事務合理化の実施・進捗状況</li> <li>・国際協力推進員配置自治体数</li> <li>・NGO-JICAジャパンデスクの設置国数</li> <li>・市民参加協力支援事業の実施状況</li> <li>・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数）</li> <li>・自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況</li> </ul>	小No. 20: A	中No. 7: A	<p>開発教育支援については、取組の結果もたらされる教育効果を明らかにし、国際協力に関わる人材育成や国民の関心の向上などの面からも、本評価委員をはじめ、外部にわかりやすく説明することが重要である。また、質的な向上の観点も含め、参加者の意見を反映するシステムの構築を期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
		<p>(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。</li> <li>●開発教育において重要な役割をこなす教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。</li> </ul>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数）（再掲）</li> <li>・国内機関・本部を訪問した学校数</li> <li>・開発教育に関するJICAホームページへのアクセス数</li> <li>・教員の国際協力現場への派遣実績</li> <li>・開発教育に関する研修参加人数</li> </ul>	小No. 21: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(二) 海外移住 (法第13条第1項第4号)	<p>機構は、本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・重点化の状況 (海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業)</p> <p>・経済・技術協力との連携の実績</p>	小No. 22: A	中No. 8: A	<p>高齢者福祉及び日本語教育分野を中心とする人材育成事業への重点化が図られた。また、ドミニカ共和国移住者への特別支援策を適切に実施した。今後も、移住者の要望を踏まえた施策を適切に実施することが求められる。</p> <p>■以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
	(ホ) 災害援助等協力事業 (法第13条第1項第5号及び第2項)	<p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(イ) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(イイ) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・備蓄体制の整備状況</p> <p>・命令後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣数の割合</p> <p>・訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施</p> <p>・適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況</p> <p>・NGOとの連携の実施状況</p>	小No. 23: S	中No. 9: S	<p>災害援助等の協力については、ジャワ島中部地震に際して国際緊急援助隊の目標時間内の迅速な派遣を実行したことに加え、平時においても、チャーター機の利用を可能とする体制の確立や新カリキュラムによる研修・訓練等、さらなる迅速性、効果の向上のための取組を着実に実施した。NGO、自衛隊等との連携推進も図られた。</p> <p>今後は、被災国政府・国民からの評価も含め、他国の緊急援助活動との比較の視点を持ちつつ、本事業の効果向上に向けて活動から得られた経験や教訓のフィードバックを図りたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「極めて順調」である。</p>
	(ヘ) 人材養成確保 (法第13条第1項第6号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。</p> <p>●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</p> <p>●ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・国際協力人材センターの体制整備状況</p> <p>・情報提供件数及び利用者数</p> <p>・専門家等登録件数</p> <p>・研修内容の見直しの実施状況</p>	小No. 24: S	中No. 10: S	<p>人材養成確保の充実に関し、国際協力人材センターでは、その専用ホームページ「PARTNER」は利用者数および専門家登録者数が大幅に増加したとともに、キャリアガイダンス活動も幅広く実施した。</p> <p>■専門家に関する研修については、養成研修を廃止した上で受講対象者別に研修期間等を弾力的に設定した「能力強化研修」に改編したほか、派遣前研修において自己診断シートの導入による能力強化の成果のチェック等、抜本的な見直しに取り組み、受講者からも評価されている。インターンの受入、NGO人材育成研修、大学との連携等、いずれも実績を上げている。</p> <p>これらの取組を通じて養成された、意欲や能力を備えた人材が活躍し活用されるよう、国際協力人材のキャリアパスについても検討すべきである。また、今期中期目標期間に行った体制の確立や研修の見直しの成果が、技術協力の質の向上につながるよう留意する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「極めて順調」である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンの受入人数</li> <li>・NGO人材育成研修等の参加人数</li> <li>・大学との連携講座の実施状況</li> </ul>	小No. 24: S	中No. 10: S	
	(ト) 附帯業務 (法第13条第1項第7号)	開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト形成調査及び調査研究等の実施状況</li> </ul>	小No. 25: A	中No. 11: A	<p>案件の発掘・形成支援については、引き続き各国で現地ODAタスクフォースの枠組みを活用し、その際に民間や学識経験者の知見を取り込むなど、効果的に実施した。調査研究においては、「途上国の人口高齢化」をはじめとして、時宜を得た新たな事業戦略課題の分析や事業経験の体系化をさらに進め、国際会議等でも積極的に発信した。</p> <p>新JICAにおける調査研究のあり方について十分な検討を期待したい。開発途上国にとって先行モデルとなる日本やアジアの取組経験を含め、外部への発信に引き続き努めるべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画	(1) 予算（人件費の見積を含む。）別表1	<p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>[人件費の見積り] 期間中 49,000万円を支出する。 但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用</p> <p>[運営費交付金の算定ルール] ①平成15年10月1日から平成16年3月31日までは積み上げ方式とする。 ②平成16年度以降 次の算定式による 運営費交付金額 = [人件費 + {業務経費 (A) + 一般管理費 (B)} × α] × β + γ - 自己収入 (C)</p> <p>α：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 β：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。 γ：特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。</p>	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 26: A	中No. 12: A	<p>固定経費については、通信運搬費、光熱水料等の削減を着実に進めた。また、予算の繰越額は17年度と同程度の金額に抑制しており、効率的執行に努めているといえる。国内外の施設の見直しについては、JICA八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編を執行するとともに、在外強化の下で、兼轄体制の見直しを含む在外体制の整理の方針を定めて実施に着手した。既に廃止が決定されている開発投融資及び移住融資については、計画に基づき回収業務を実施した。</p> <p>今後は、各機関の機能・役割等を踏まえ、他法人の取組も参考にしつつ、引き続き見直しを検討すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(i) 人件費            毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。            人件費＝基本給等＋退職手当            基本給等：役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。            基本給等＝直前の事業年度の基本給等×σ            σ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。            退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。</p> <p>(ii) 業務経費（人件費を除く）            毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。            業務経費（A）＝{A（y－1）－γ（y－1）}×ε1            A（y－1）：直前の事業年度における業務経費（A）。            γ（y－1）：直前の事業年度における特殊要因。            ε1：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。</p> <p>(iii) 一般管理費（人件費を除く）            毎事業年度の一般管理費（B）については、直前の事業年度における一般管理費（B）と同額とする。</p> <p>(iv) 自己収入            毎事業年度の自己収入（C）については、以下の数式により決定する。            自己収入（C）＝C（y－1）×ε2            ε2：政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。</p>				

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 収支計画 別表 2	寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。  ●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。	・寄附金収入・施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績  ・(国内外の施設・事務所のあり方にかか る)見直し実績	小No. 26: A	中No. 12: A	
	(3) 資金計画 別表 3	融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。	・債権回収の実績			
4. 短期借入金の限度額		410億円 理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 27: —	中No. 13: —	短期借入金の実績がないため、評定対象外とした。
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 28: A	中No. 14: A	ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮の土地・建物をドミニカ日系人協会に譲渡し、処分を計画通り完了した。中期計画の実施状況は「順調」である。
6. 剰余金の使途		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 29: —	中No. 15: —	剰余金の実績がないため、評定対象外とした。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
	(1) 施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。  平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画 （単位：百万円）  施設・設備の内容 財源 予定額  中部国際センター建替え 施設整備資金 2,118 身障者対応施設整備 施設整備資金 200 既存施設改修 施設整備資金 3,214  計 施設整備資金 5,532	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 30: A	中No. 16: A	施設・設備の整備・改修を計画に基づき実施した。国内機関については、JICA八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編を実行した。各地域の国内機関について、利用状況や宿泊コスト、事業実績等のデータに基づき、いずれも、研修員受入における経済性の観点から一般ホテルに宿泊するよりも合理的であると判断されることに加え、地域に開かれた拠点として活用されており、現状では廃止すべき機関はなく、有効活用するのが望ましいとの分析結果が報告された。  今後とも、各機関の機能・役割等を踏まえ、引き続き見直しを検討すべきである。  以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2) 人事に関する計画	(イ) 方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、  ●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。  ●業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・勤務成績の評価の実績 ・適材適所の人事配置の実績 ・職員の能力開発の実績	小No. 31: A	中No. 17: A	<p>辞任の勤務評価、適正配置、能力開発に関し、18年度においては、新人事制度に基づき、全職員を対象に評価結果を賞与及び昇給に反映した。新人事制度の定着を図るため、引き続き各種研修等を実施しており、職員へのヒアリング調査の結果から評価制度についての職員の理解が進んできているといえる。職員の能力開発についても、在外赴任前研修のカリキュラムを全面的に改訂するなど、研修内容の充実に取り組んだ。これらの取組は、全般的に他法人に比べ進んでいるものと思われる。</p> <p>また、18年度末の常勤職員数は1,326人となり、中期計画の目標値を達成した。人件費総額については、18年度からの5年間で5%以上の削減を行うこととしており、18年度の支出実績は13,287,972千円と、17年度決算額に対し1.1%減となった。</p> <p>今後は、新人事制度や評価結果の給与・賞与への反映が、職員のモチベーション向上に効果があったのか、組織の活力を高めることに繋がっているかの検証が必要である。</p> <p>また、人件費削減においては、業務の質の低下に繋がらないよう留意しつつ、政府方針に基づく削減目標の達成に向け、計画的な削減に努められたい。</p> <p>役職員の給与水準についても、ラスパイレス指数の低下に繋がるよう、適正な水準とすべく引き続き努力する必要がある。業務経費に計上される人的経費についても、的確に把握、管理する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
		(ロ) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の3人減とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 1,329人 期末の常勤職員数 1,326人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 49,000百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No. 32: A		
	(3) その他中期目標を達成するために必要な事項 (イ) 監査の充実	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・外部監査の実施等監査の充実と監査体制の整備の実績	小No. 33: A	中No. 18: A	<p>監査の充実に関しては、会計監査人による監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示、再発防止への注意喚起を図るとともに、その改善措置状況等についても組織内で共有し、組織全体としてフォローアップを行った。また、無償資金協力事業について第三者による技術的監査を実施した。</p> <p>各年度の業績評価の反映については、当評価委員会による評価結果について、組織全体としてフォローアップを行い、具体的な措置を講じている。また、「部署別年間業務計画」の定着に引き続き取り組むとともに、テレビ会議システムを活用して業績評価セミナーの参加者数を大幅に増加させ、業績評価制度の組織内での周知、意識向上を図った。これらの取組は、全般的に他法人に比べ進んでいるものと思われる。</p> <p>今後は、無償資金協力事業に関する監査について、事業者決定プロセスについての監査の実施を検討することを求めたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の実施状況は「順調」である。</p>
		(ロ) 各年度の業績評価 各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映状況	小No. 34: A		